

国有林野への新たな民活手法の導入の必要性について

平成 30 年 5 月 17 日

東洋大学教授 竹中平蔵

「第 4 次産業革命」会合（PPP/PFI）では、政府が保有し、活用する資産の更なる有効活用という観点から、国有林野における PPP/PFI 手法の活用について検討を行ってきた。

国有林野において林業の成長産業化に貢献するためにも、以下のような PPP/PFI 手法の導入が必要である。この取り組みは、林業の成長産業化と PPP/PFI の推進というアベノミクス成長戦略の大きな二つの柱の連携施策となりえる。

平成 30 年 4 月 26 日構造改革徹底推進会合 「第 4 次産業革命」会合（PPP/PFI）提出資料

インセンティブ改革を通じた公共サービス改革の飛躍的進展とこれを支える強固な体制の整備に向けて より

新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行う民間事業者が、行政財産である国有林野の一定の区域で、長期継続的・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるように、次期通常国会において国有林野の特例法の制定ないしは既存の法律の改正を行う。この制定・改正において民間事業者の権利として公共施設等運営権制度を活用することがより効果的で必要であれば、合わせて PFI 法の改正も行う。

なお、制度の具体化に当たっては、今後の国有林野以外の公有林における課題解決なども見据えたものとすることも期待したい。

以 上